

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |                                   |  |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名   | 保健福祉部 介護保険課 給付係                   |  |
| 許 認 可 等 名   | 高額介護予防サービス費の支給                    |  |
| 根 拠 法 令     | 介護保険法                             |  |
| 根 拠 条 項     | 第61条第1項                           |  |
| 連 絡 先       | (電話 621-5585)                     |  |
| 審 査 基 準     | 基 準                               | 介護保険法第61条、介護保険法施行令第29条の2の2及び介護保険法施行規則第97条の2のとおり。 |
|             | 参 考 事 項                           |  |
|             | 設 定 等 年 月 日                       | 平成24年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)                  |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間<br>(設定しないものについてはその理由) | 総日数 65日 (休日を含む)                                  |
|             | 設 定 等 年 月 日                       | 平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)                     |